

生徒心得

生徒は、本校の教育方針並びに高校教育の目標達成に努めるとともに、本校生徒としての誇りをもって充実した高校生活をおくり、将来立派な社会人となるよう心がけること。

1 学業

勉学は生徒の本分であることを自覚し、自分の進路をふまえた目標を立てて、日々努力を続ける。

- (1) 毎日の勉強の効果を上げるために目標を明確にして規則正しい日々を過ごす。
- (2) 時間を厳守し、病気などでやむを得ないとき以外は欠席、遅刻、早退をしない。
- (3) すすんで先生と接し、自発的、積極的に学習する態度を養う。
- (4) 予習、復習を計画的に行い、図書室の活用などによって、学習の成果を上げ努力をする。
- (5) 各種の試験(小テスト含む)や考査は自己の学力を判断する重要な資料であるから、受験には最善を尽くし正々堂々たる態度で臨む。
- (6) 読書によって幅広い教養を身につける努力をする。

2 授業を受ける態度

- (1) 授業中は教科担当の先生の指示に従うとともに、積極的な態度をもって臨む。また、自習時間には自学自習の態度・習慣を身につけ、時間の有効な利用に努め他人に迷惑のかからぬように学習する。
- (2) 授業を受けるにあたっては開始前着席を厳守し、授業前の予習、教材の準備をする。特別教室や体育の授業を受ける場合は速やかに移動する。
- (3) 授業開始の合図とともに所定の場所で静粛にする。
- (4) 授業開始の合図後 10 分を経過しても先生の到着のないときは、クラス委員長または、その授業の代表者 1 名は直ちに職員室へ行き、年次又は関係の先生の指示を受ける。
- (5) 日番は教室の学習環境の整備につとめ、黒板などをいつもきれいに保つ。
- (6) 授業前後の礼は「語先後礼」を厳格に行い、けじめをつける。

3 礼儀・言語・態度

礼は尊敬と敬愛のあらわれであり、相互の人格尊重は人間関係の基本である。できるだけ端正な態度で対応するよう心がける。

- (1) 教職員、保護者その他年長者、来校者に対しては、快くあいさつする。
- (2) 職員室等に入退室するときは入退室の心得を守る。
- (3) 生徒相互間においてもあいさつを励行する。
- (4) 明瞭でていねいな言葉を使い、粗暴、野卑、軽率な言動で人を傷つけたり不快感を与えないように留意する。

4 交友関係

- (1) たがいに人格を尊重し、誠実、率直で明朗な交際をすること。自分の行為には絶対に責任を持ち、相手に精神的、経済的な迷惑や負担をかけない。
- (2) 交際は明朗、清純かつ健全であるように心がける。

5 校内生活

- (1) 登校後は下校時間まで校外に出てはならない。やむを得ず外出しなければならないときは担任に申し出て許可をも

らい生徒手帳に許可印をもらう。

(2)校舎、教室を清潔にし、特に教室の環境整備には留意すること。校舎内外の清掃は、担当区域に従って毎日行い、終了後、責任者は係職員に報告すること。

(3)学校の建物、施設、用具類を大切にす。用具類使用後は必ず責任を持って所定の場所に返却する。破損又は紛失した場合は原則として弁償する。なお、付添い職員なしに校具を使用するときは、係職員の許可を得ること。

(4)放課後の教室使用者は汚さぬように心がけ、最後の下校者は後始末をし、戸締りを忘れない。

(5)みだりに校長室、職員室、事務室、校務員室、保健室、各教科準備室、物置場などに入出入りしない。

(6)集合する場合は敏速かつ静粛に、統制ある行動をとること。理由なく室内に残らない。

(7)学校や生徒会の掲示及び校内放送によく注意すること。生徒会その他の掲示は所定の手続きをとって所定の場所にする。

(8)校内では所定の上履きを使用し、下履きとの区別をしっかりとつける。

(9)すべての所持品には記名し、貴重品、金銭は常に身につけておくこと。身につけることのできない場合には貴重品ロッカーを使用する。またみだりに金品、所持品を貸借、売買しない。学業に関係ない物品は持参しない。

(10)生徒手帳、生徒証は常時携帯する。またこれらを他人に貸与してはならない。

(11)放課後は定時までには下校する。定時は16:50である。生徒会活動、学級活動、部活動で残る場合は、年間2期に分け次のとおり。3月～10月は19:00まで、11月～2月18:30までに下校する。

部活動は平日2時間程度、休日3時間程度で平日と休日それぞれに休みを原則1日設定する。

定期考査1週間前から定期考査中は原則活動禁止

(12)諸費の納付、提出物は期限を守る。

(13)校内で金銭物品を失い、又は拾得した場合は係職員に届け出ること。

(14)通学時の荷物があまりに多くなる場合は、家庭学習に支障がない範囲で教材の一部を布製のトートバックに入れて置いて帰ることができる。

(15)外来者との面会は、必ず教職員の立ち会いの上で行い、不審者を発見した場合は直ちに教職員に連絡する。

6 校外生活

常に本校生としての自覚と誇りを持ち、本校生にふさわしい責任ある行動をとる。

(1)交通道徳をよく守り、通学に際しては別に定められたルールを守る。

(2)地域社会の一員として、公衆道徳をよく守り、人に迷惑をかけない。

(3)アルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合は所定の手続きをとって学校の許可を受ける。

(4)校外において街頭補導を受けたり、一身上にその他の異常事故があった場合は速やかに担任に連絡する。

(5)公共の福祉に奉仕する行為や、その他の善行は率先して実行する。

7 通信機器

スマートフォンやタブレット、スマートウォッチ等の校内持ち込みを可とする。校内外での取り扱いを以下のとおりとする。学習用ipadは別に規定する。

(1)敷地内では原則使用することはできない。放課後、連絡用途のみ使用できる。

(2)放課後以外は電源を切り、鞆に入れる。

(3)考査中に関しては、校内で使用できない。

(4)ながらスマホ(話しながら、食べながら、歩きながら等)をしない。

(5)肖像権の侵害及び個人情報に最大限配慮する。

8 アルバイト

許可条件を以下のとおりとする。

- (1)学校からアルバイトの許可を受けている。
- (2)保護者の承認があること。
- (3)成績に問題がない。
- (4)学校生活に問題や支障がないこと。(生活態度、遅刻、欠席等)
- (5)高校生としてふさわしい業種であること。(主に酒類を提供する店は避ける。)
- (6)学校行事中および考査1週間前から考査終了までは禁止する。
- (7)許可期間－申請日から卒業までとし、アルバイト先を変更・離職する際は必ず報告書を提出する。
- (8)許可曜日－金曜日の放課後および休業日とする。
- (9)許可時間－夜は21:00までとし、1日8時間を超えないものとする。(ただし、金曜日は17:00～21:00まで)
- (10)長期休業日については、家庭学習に支障がない範囲での許可をする。
- (11)成績会議終了後については、成績に問題がないことを確認したうえで次学期開始日まで平日も許可する。
- (12)年末年始の郵便局のアルバイトについては別途審議する。

9 厳禁事項

本校生徒は次に示す行為を固く禁ずる。違反行為があったときは厳重に指導する。

- (1)暴力・脅迫・いじめに類する行為
- (2)窃盗・詐欺等の触法行為
- (3)道路交通法違反行為
- (4)公共物又は他人の所有物の無断使用及び破 損行為
- (5)飲酒・喫煙(電子タバコやノンアルコール飲料を含む)・薬物乱用に類する行為
- (6)不健全な遊技場、飲食店に出入りする行為
- (7)受験中の不正行為
- (8)理由なく学業を怠る行為
- (9)諸届け、諸願いに関する違反
- (10)暴言や指導無視に類する行為
- (11)校内の秩序を乱したり、学校運営を阻害する行為
- (12)SNS 等による誹謗中傷に類する行為など

服装規定

服装は端正、清潔、質素で高校生としての品位を保ち、登校時及び学校関連の行事等に参加する場合は必ず制服を着用すること。ただし、長期休業中や休日において、部活動のみを目的とする登校に関しては、部活動着等、各部で指定した服装で登校できる。

1 制服

本校が指定した制服を正しく着用する。

(1) 禁止事項

① 制服の改造

② 体型に合わない制服の着用

③ 襟・裾・袖からはみ出す衣類を制服の下に着用する。

(2) 更衣

服装規定を遵守し、気温の変化に応じて、各自で調節し着用する。

ただし、長袖のワイシャツやブラウスを着用する場合はネクタイ、リボンを必ず着ける。

入学式、卒業式等の式典はブレザーを着用する。

2 防寒着

本校指定のベスト・セーター・ブレザーの上から着用すること。

(1) コート、ウインドブレーカー(中学校用・部活動用含む)、ダウン等も着用可。ただし SHR を含む授業中は着用しないこと。

(2) 華美でないマフラー、手袋は着用可。ただし校舎内では着用しないこと。

3 カバン

カバンは指定しない。

(1) 禁止事項

① 高価なもの

② 中身がみえるもの(盗難防止のため)

③ 特殊な形状のもの(キャスター不可)

4 靴

(1) 通学靴

通学靴は「黒のローファー」または「運動靴」とし、黒のローファー、運動靴ともに安全面の理由により厚底は禁止する。

(2) 上履き

男女とも年次色の指定スリッパを使用すること。体育館では本校指定の体育館シューズを使用する。

5 頭髪

地毛色以外への染色等の加工はしないこと。

6 その他

(1) ベルト(ズボンの場合)

ベルトは必ず着用すること

(2) 靴下

足にフィットした形状の白、紺、黒色を基調とするもの。入学式、卒業式等の式典は黒・紺を着用する。

(3) 装飾具・化粧・その他

アクセサリ等の装飾や化粧はしないこと。

自動車免許取得に関する確認事項

1 自動車教習所入所時期について

- (1) 就職内定者で企業からの要請のあった者は、2 学期末考査以後の入所を認める。
- (2) (1) 以外の就職内定者、進学先決定者は、許可を得た上で、2 学期終業式以後の入所を認める。
- (3) 進路未決定の者については 2 月の自由登校以後の入所を認める。

【注意事項】

- ・成績不振者は許可しない。
- ・考査期間中(考査1週間前も含む)に教習所に通うことは禁止する。
- ・運転免許試験場で免許証の交付を受けるのは卒業式以降とする。
- ・教習所では『教習所入所許可書』を携行し、本校生として自覚のある行動をとる。
- ・無断で教習所に通った場合は、特別指導の対象となる。